

## 総合特別区域の事後評価基準 (改定案)

### 1. 事後評価の方法

総合特別区域（以下「総合特区」という。）の事後評価については、基本方針に基づき地方公共団体においてとりまとめた評価書について、総合特別区域の専門家評価に係る委員（以下「専門家委員」という。）が下記の基準に沿って評価を行う。

### 2. 専門家評価

#### (1) 目標に向けた取組の進捗に関する評価

##### i) 取組の進捗について

- ・ 評価書においては、地方公共団体は可能な限り、①数値目標に係る定量的数値の進捗度を測ることとし、これが困難な場合、②代替指標の進捗度測定、これも困難な場合、③定性的評価を行う。なお、国際戦略総合特区は、①又は②で対応することを基本とする。

##### ① 定量的数値の進捗度

- ・ 数値目標に係る定量的数値の進捗度は、各年度の目標に対する実績値の割合等から自動的に判定する（5～1の5段階（※））。このため、専門家委員が再度評価をするものではない。

※：進捗度の判定基準

進捗度	目標値に対する実績値の割合等
5	100%以上
4	80%以上 100%未満
3	60%以上 80%未満
2	40%以上 60%未満
1	40%未満

- ・ 評価指標が複数ある場合、評価指標ごとに判定をした上で、総合的な判定を評価指標数による平均値（四捨五入）により行う。なお、複数ある評価指標のうち、一部については数値実績を、一部については代替指標を用いる場合も考えられる。

注) 数値に関係する「留保条件」が付されている場合はその達成状況についても記載

##### ② 代替指標による進捗度の測定

- ・ 計画初期から中期に具体的な数字を設定できない場合等には、総合特区で目指す目標値に資するような代替指標（代替の数値目標）の設定を可能とする（例：研究開発を行い生産高の向上を目指すような目標の場合、代替指標として、特許数、論文数等）。この場合、専門家委員は、設定された代替指標の妥当性について、「ii) 取組の方向性に対する評価」の項における評価の際に考慮する。
- ・ 代替指標による各年度の目標値に対する実績値の割合等から自動的に進捗度を判定する（上記①に同じ）。

##### ③ 定性的評価に対する専門家の評価

- ・ 数値の集計が困難な場合には、評価対象年度に行った事業等の取組について、地方公共団体は定性的に記述するものとする。この場合、専門家委員は、この記述内容について、「ii) 取組の方向性に対する評価」の項における評価の際に考慮する。

## ii) 取組の方向性に対する評価

目標に対する取組（規制の特例措置を活用するものを含む。）の進捗状況を踏まえた課題の把握や分析、これらを踏まえた取組の方向性（改善策等）並びに代替指標が設定されている場合の当該指標の妥当性及び定性的評価における記述が、適当であるか否かについて、専門家委員が5段階で評価する。

### <判定基準>

- 5：著しく優れている
- 4：十分に優れている
- 3：適当である
- 2：適当であると認めるには不十分である
- 1：適当であるとは認められない

## (2) 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

①規制の特例措置を活用した事業等に関する評価（状況及び直接効果（可能な限り数値を算出したもの）について地方公共団体が評価したものに規制所管府省が特例の効果の確認等を行ったもの）、②財政・税制・金融支援の活用実績（政策課題に応じた区分別）、③地域独自の取組の状況（地域における税制・財政・金融上の支援措置、規制緩和・強化等（可能であれば数値を算出）、体制の強化、関連する民間の取組等）について、規制の特例措置を活用した事業等が推進できているか、財政等の支援措置を十分に活用又は執行できているか、という観点から専門家委員が5段階で評価する。

なお、規制の特例措置を活用した事業に関する評価については、国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置についても、実現可能であると確認されたこと自体を成果として評価する。また、国と地方の協議に規制の特例措置の提案を行ったこととその概要も含めて評価する。

### <判定基準>

- 5：著しく優れている
- 4：十分に優れている
- 3：適当である
- 2：適当であると認めるには不十分である
- 1：適当であるとは認められない

## (3) 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

地方公共団体を取りまとめた評価書のうち総合評価に関する記述の内容はもとより、上記（1）及び（2）を含む評価項目全般について相互の連携や効果を考慮しつつ、地方公共団体の取組が国際競争力の強化又は地域の活性化に資するものとなっているかについて、専門家委員が要因分析や今後の取組への助言を含めたコメントを行うとともに、5段階で評価す

る。

また、地方公共団体が取りまとめた評価書に、現地調査の指摘事項に対する記述や「別添（参考）認定計画書に記載した数値目標に対する実績」の添付がある場合は、これを考慮する。

＜判定基準＞

- 5：著しく優れている
- 4：十分に優れている
- 3：適当である
- 2：適当であると認めるには不十分である
- 1：適当であるとは認められない

#### （４）総合評価

（１）、（２）及び（３）の評価の点数を１：１：２の比率で計算した結果を総合評価とする。

### ３．評価に関する調整

専門家評価案は、評価・調査検討会に報告される。評価・調査検討会は、分野横断的な立場から必要な意見を述べる。

その後、評価結果案は、各総合特区及び関係省庁に送付され、事実関係及び文言の確認が行われる。その際、総合特区は、評価結果案について、不明点に関する質問、補足説明等を行うことができる。総合特区から不明点に関する質問又は補足資料の提出があった場合、該当箇所に関係する委員は、評価結果案への反映の必要性を検討する。

この過程において、評価結果案の修正が行われた場合、評価・調査検討会は、その結果を確認し、必要な意見を述べる。